

第5回大和郡山市放課後児童クラブ実務者会議協議・決定事項

○開催日時

令和4年7月6日（水）10：00～

○開催場所

大和郡山市役所3階 305会議室

○出席者

主任級支援員 8名

すこやか健康づくり部 2名

○協議・決定事項

2. 前回の補足

「児童数の少ない学童保育所の経営改善」について

児童数が少なく、経営が難しいところや、児童数が多いのに、部屋が狭いから支援単位に分けられない、または、第2学童保育所としての新たな場所（余裕教室等）がないところについては、他の学童保育所と同じように保育ができる環境が必要であると考え、次のように検討する。

「大和郡山市放課後児童健全育成事業の助成に関する要綱」別表の「人件費相当分」の「助成算出額」について、

「児童数1人 指導員1人」はそのまま。

「児童数2人以上20人未満 指導員2人」を「児童数2人以上10人未満 指導員2人」と「児童数10人以上20人未満 指導員2.5人」とし、

「児童数20人以上40人未満 指導員3人」を「児童数20人以上30人未満 指導員3人」と「児童数30人以上40人未満 指導員3.5人」とし、「児童数40人以上 指導員4人」を「児童数40人以上50人未満 指導員4人」と「児童数50人以上60人未満 指導員4.5人」とし、「児童数60人以上 指導員5人」を新たに追加。

3. 【第1段階】課題解決について

(2) 市補助金等の見直し

⑥ 市連協補助金の廃止について

運営協議会について協議をする場がない、学童保育所に係る本市唯一の組織である市連協（大和郡山市学童保育連絡協議会）への加盟にはお金がかかるという保護者の意見を受け、各学童保育所が市連協に加盟し、運営協議会設立に向けて協議をするために令和2年度に市連協補助金を創設したが、今般、目的が失効したため、令和5年度からは市連協補助金を廃止し、土曜開所等必要な補助金に付け替えることを検討する。

⑦ 土曜開所の方法と国の会計検査による制限について

土曜開所を行う際に国の補助金を多くもらう方法として、2支援以上ある場合には、特定の1支援のみで土曜開所を行うのではなく、それぞれの支援単位毎に毎週交代で土曜開所を行い、それぞれで年250日以上開所となるように行うことを市として推奨する。

また、国の会計検査による制限については、放課後児童健全育成事業にお

ける、利用児童が少数の土曜日等の支援員の配置等に係る開所要件の周知徹底を下記のとおり行うもの。

○ 利用児童が少数の土曜日等における開所の考え方について

- ・利用児童が少数の場合においても、各市区町村が条例で定める基準を満たさない数の放課後児童支援員等の配置により支援を行った場合は、開所日数に含めることはできないこと。
- ・また、複数の「支援の単位」を合同で実施することも可能であるが、その実施にあたり、各市区町村が条例で定める1つの支援の単位の職員配置基準等のみ満たして実施する場合は、当該支援の単位のみ開所しているものとしなければならない、複数の支援の単位が開所しているとみなすことはできないこと。

○ やむを得ない理由により閉所した場合の取扱いについて

当初開所予定であったが、感染症の発生や利用予定だった児童の利用キャンセル等やむを得ない理由により閉所したような場合にあっては、開所日数に含めても差し支えない。なお、もともと終日開所予定は無かったが、急遽の利用申し込みを想定し、勤務体制を整えていたという場合であっても、利用児童がおらず実際には開所をしていない場合は、開所日数に含めることはできない。

⑧ 児童の放課後の居場所としての機能向上と利用児童の拡充について

国の制度には減免措置はないが、虐待・不登校・引きこもり等により学童保

育が必要であるにもかかわらず、経済的理由から利用することができない世帯の児童について、おやつ代等を除き、入所金と利用料を市が補助することによる減免措置の創設を検討する。

4. その他の課題

- ・不審者情報、危険通路の巡回、下校時の取組について

不審者情報等が入れば、学童保育担当部署として、支援員等との連携及び協力はもちろん、情報提供、注意喚起及び巡回等を行い、保護者の不安を和らげるとともに、児童の安全・安心を守るよう努める。

5. 次回開催日時及び場所

- ・ 7 / 19 (火) 10:00～視察「橿原市放課後児童クラブ運営協議会事務局」
〒634-0826 橿原市川西町140-1 (旧川西保育所内) 電話 0744-28-8001
- ・ 8 / 30 (火) 10:00～ 第6回実務者会議 市役所3階308会議室